

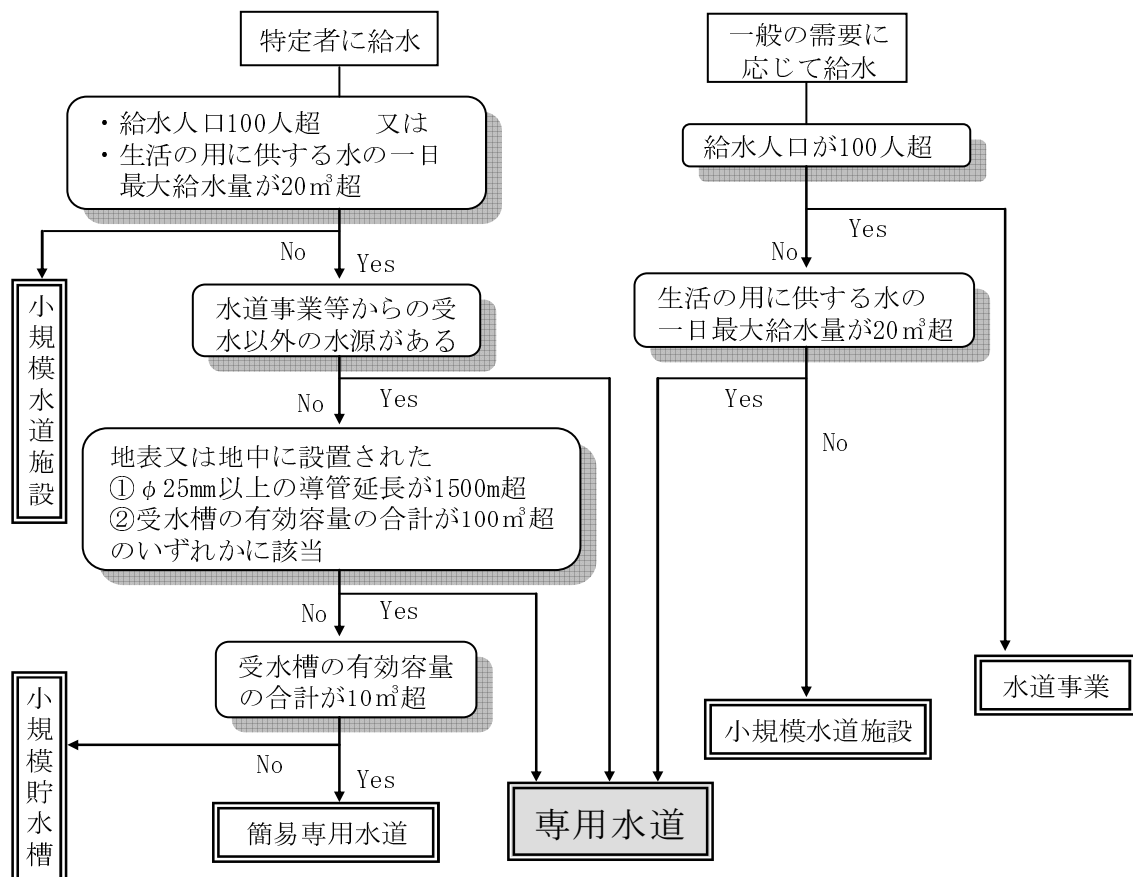
# 1 専用水道とは何か

●専用水道とは、**自家用水道**のうち次のいずれかの要件を満たす水道施設として**水道法**で定義されています。

- ① 給水人口が100人を超える
- ② 計画給水量のうち、**生活の用に供するもの**が日量 $20\text{ m}^3$ を超える

●ただし、上記の要件を満たしていても、次の3要件すべてに当てはまるものは専用水道の範囲から除かれます。(下のフローチャートで判定できます。)

- ア 水道局から供給を受ける水のみを水源としている。
- イ 地表又は地中にある口径 $25\text{mm}$ 以上の導管の全長が $1,500\text{m}$ 以下
- ウ 地表又は地中にある**貯水槽の有効容量**の合計が $100\text{ m}^3$ 以下



●給水人口や給水量の縮小により施設が専用水道の要件を満たさなくなる場合は、**県市町の担当課**に相談してください。

## 2 専用水道と水道局の水道

●水道局の水道は利用者を限定しませんが、専用水道は特定の人（※）が「専ら」使用する目的で作られた水道です。

※ 施設に居住する人のほか、施設の利用者、設置者が特に認めた人など

●このほか、違いをまとめると下表のようになります。

	水道事業	専用水道
設置目的 給水対象	・自治体等が、事業区域内に居住する人の要望に応じて給水を行うもの	・事業者等が、自分とその関係者の使用を前提に設置するもので、一般の需要に応じて給水する水道事業の概念に当てはまらないもの
責任主体	・事業を営む自治体	・施設の設置者
水道料金	・自治体の条例に定める料金を徴収し、事業収入とする	・料金は、徴収してもしなくても良い ・水道局から給水を受ける場合は、水道局に受水分の料金を支払う
給水義務	・平常時の給水義務を負う	・給水義務はない
施設の 維持管理 義務	・施設基準及び維持管理に係る条文が全て適用される ・管理主体は水道事業管理者 ・水道技術管理者を置く ・技術上の業務委託が可能	・施設基準及び維持管理に係る条文のほとんどが適用される ・管理主体は施設の設置者 ・水道技術管理者を置く ・技術上の業務の委託が可能
水質検査 の義務	・水質基準が適用される （定期及び臨時の水質検査） ・水質検査計画の策定、公表 ・需要者の求めに応じた検査	・水質基準が適用される （定期及び臨時の水質検査） ・水質検査計画の策定
設置及び 変更の 手続き	・事業認可申請 ・廃止許可申請	・工事着手前の確認申請（新設、変更いずれの際も必要） ※廃止の際の許可申請は不要
監督機関	・国又は県	・県又は市 ・県の事務を移譲されている町の場合は町

●施設や水質の維持管理に関しては、水道局とほぼ同等の水準が要求され、水道技術管理者を任命して管理に従事させなければなりません。

### 3 専用水道の「設置者」

●**水道法**では、専用水道の管理責任は「設置者」が負うとされています。また、水道法には設置者の義務違反に対する罰則についても併せて規定されています。これは、専用水道は給水人口が 100 人を超える、又は、計画給水量のうち、生活の用に供するものが日量 20 m<sup>3</sup>を超えるため、汚染事故等が公衆衛生上大きな問題につながるためです。

●水道法において設置者の定義はありませんが、本県では施設の所有権、運転管理及び**業務委託**の状況を勘案して、①②のいずれが設置者かを判断します。

- ①(設置・購入・譲渡などにより) 施設を所有している者
- ② 施設の維持管理に関し、全般的な権限を有している者

例 1) A不動産が設置、B社が購入して使用、すべての管理業務をCに委託

⇒ 施設の所有者はBですが、施設の維持管理に係る全ての権限がCに委ねられていれば、Cを設置者で見なします。

※ 水道施設の運転管理業務のみが委ねられている場合は、施設の所有（設置）者BからCへの業務委託となります。

例 2) D建設が設置、E組合が管理しつつ使用

⇒ 施設がEに譲渡されていれば、Eが設置者となります。Dの所有であれば、例1のように管理上の契約がどのような内容かによります。

例 3) F市が設立し、指定管理者Gに管理を委託

⇒ 指定管理者制度に基づく水道施設の管理は、水道法上の**業務委託**と見なされるので、設置者はFとなります。

●設置者の判断について疑義がある場合は、**県市町の担当課**（以下「担当課という。」）に相談してください。

## 4 設置者の責務

●水道法において設置者の義務とされているものは、次のとおりです。

	内 容	備 考
水道技術管理者の任命	水道技術管理者を任命して水道法に定める技術上の業務を遂行させる。	水道技術管理者は施設の運転管理に係る最高責任者であるため、有資格者を任命し業務遂行に必要な権限を与えること。
業務委託の届出	他者に（その責任も含めて）業務委託する場合に、担当課に届け出る。	責任が委託側に残る場合は、水道法でいう業務委託に該当しない。
設置者変更の届出	設置者の住所及び氏名（法人や組合では、その名称、主たる事務所の住所及び代表者の氏名）が変更された場合に担当課に届け出る。	施設が承継される場合には、承継者が届け出る。
確認申請	施設を新設、既存施設の増築・改造する場合には、工事の着手前に必要書類を付記して担当課に申請し、確認を受ける。	確認を受けなければ工事に着手できない。
給水開始の届出	（工事完了後の）給水開始の予定日等を事前に担当課に届け出る。	施設及び水質に係る検査書類、図面等を添付する。
担当課への報告	施設の管理（改善）状況について担当課から報告を求められた場合、期日までに回答する。	各種調査における調査票についても同様。

●また、法律上の義務ではありませんが、施設を休廃止する場合や水道技術管理者が交替した場合には、担当課に連絡してください。

## 5 水道技術管理者の任務

●水道技術管理者は、設置者の任を受けて、水道法上の技術上の業務（下表）に従事し、及びこれらの事務に従事する職員を監督しなければなりません。

技術上の業務	説明
水道施設の 施設基準適合検査	水道施設に損壊がなく、本来の機能が維持されていることの恒常的な確認
給水開始前の 水質検査及び施設検査	工事が適正に完了していること、給水前の水質が水質基準に適合していることの確認
水質検査	定期検査の実施と水質が正常であることの確認、水質異常時における臨時検査の実施
職員の健康診断	施設管理に従事する職員が伝染病に罹患していないことの確認
衛生上の措置	施設の清掃及び施設内の清潔保持、給水の塩素消毒
給水の緊急停止	水質異常を把握した際の給水停止措置と関係者への周知

●水道技術管理者は、上記の業務を他者に行わせる場合であっても、業務の実施状況を常に把握できるようにしてください。

●上記の業務をすべて外部者に委託した場合は、委託者側は水道技術管理者を置かなくても良くなります。ただし、業務の一部を委託する場合は、委託者、受託者双方が水道技術管理者を任命することになります。

●立入検査の際、水道技術管理者は、水道監視員に同伴し、施設の管理状況を説明してください。

# 6 水道技術管理者の資格

●水道技術管理者は、施設の管理全般に係る知識が求められることから、下表に該当する者にのみ資格が与えられます。役職は問われませんが、任命する際は、業務遂行に必要な権限を与えてください。

基礎教育	卒業した学科の種別 学校の種別	土木工学科(④⑤は土木科)若しくはこれに相当する課程(③④⑤は専攻を問わない。)	衛生工学若しくは水道工学を専攻	衛生工学若しくは水道工学以外を専攻	土木工学以外の工学、理学、農学、医学、薬学若しくはこれらに相当する学科目	工学、理学、農学、医学、薬学若しくはこれらに相当する学科目以外
		1年以上 (6箇月以上)	2年以上 (1年以上)	3年以上 (1年6箇月以上)	4年以上 (2年以上)	5年以上 (2年6箇月以上)
有	①大学院研究科で1年以上衛生工学若しくは水道工学を専攻又は大学の専攻科で衛生工学若しくは水道工学の専攻を修了	1年以上 (6箇月以上)	2年以上 (1年以上)	—	—	—
	②大学卒業	2年以上 (1年以上)	3年以上 (1年6箇月以上)	4年以上 (2年以上)	5年以上 (2年6箇月以上)	—
	③旧制大学卒業	2年以上 (1年以上)		4年以上 (2年以上)	5年以上 (2年6箇月以上)	—
	④短期大学・高等専門学校・旧制専門学校卒業	5年以上 (2年6箇月以上)		6年以上 (3年以上)	7年以上 (3年6箇月以上)	—
	⑤高等学校・中等教育学校・旧制中等学校卒業	7年以上 (3年6箇月以上)		8年以上 (4年以上)	9年以上 (4年6箇月以上)	—
	⑥外国の学校においては、上記の課程及び学科目に相当する課程及び学科目を、上記に規定する学校において習得した後、それぞれの欄に規定する経験年数を有する者					
無	⑦技術士試験の第二次試験の上下水道部門に合格した者(選択科目として上下水道及び工業用水道又は水道環境を選択した者に限る)	1年以上 (6箇月以上)				
	⑧①10年以上(5年以上)水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 ⑨②厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習(「登録講習」)の課程を修了した者(「社」日本水道協会が毎年実施。詳しくは <a href="http://www.jwwa.or.jp/">http://www.jwwa.or.jp/</a> を参照してください。)					

※ 一日最大給水量が1,000 m<sup>3</sup>以下の施設の水道技術管理者は( )内の経験年数で良い。

※ 一日最大給水量が1,000 m<sup>3</sup>以下であり、消毒設備のみで、自然流下によってのみ給水できる専用水道の水道技術管理者は、資格を必要としない。(ただし、**選任は必要**)

なお、平成23年8月、水道法の一部が改正され、平成24年4月1日以降は自治体が設置する専用水道の水道技術管理者の資格要件は、政令で定める要件を参酌して、自治体が条例で定めることとなっています。

●「水道に関する技術上の業務」は、水道技術管理者の下で行う業務であれば、その内容は問いません。(採水、検査、施工、修繕、点検、給水装置工事など)

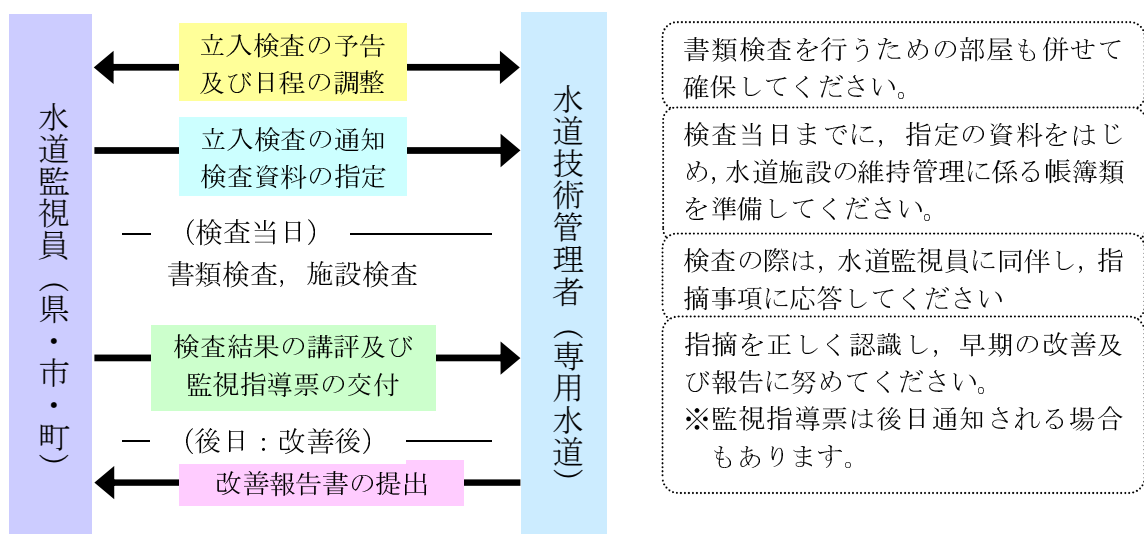
●管理ノウハウの継承、有資格者保持のため、水道技術管理者以外の者もある程度従事させる形が望ましいと言えます。

# 7 立入検査への対応

●立入検査は、各施設における水道法の遵守状況を確認する目的で行われます。検査の頻度や方法は、自治体によって異なります。

●立入検査は、次の流れで行われます。

概ね半日かかると想定し、立会者（水道技術管理者及び関係職員）のスケジュールを確保してください。



●書類検査では以下の書類の内容及び整理状況をチェックし、要改善事項を記述した監視指導票を交付します。

当日確認できなかった書類等については、後日提出を求める場合があります。

- ・ **水質検査**の成績書（過去5年分）
- ・ **水質検査の契約**に関する書類（当該年度分）
- ・ **水質検査計画**（当該年度分）
- ・ 関係職員の**健康診断書**（過去1年分）
- ・ **給水開始前の水質検査書及び施設検査書**（過去5年分、該当があれば）
- ・ **緊急時の対応マニュアル**

●施設検査では、施設の運転管理の状況を見て回るとともに、運転日誌の有無や記入状況、給水栓水における**残留塩素**についてもチェックします。

## 8 各種調査への対応

●水道施設の状況については、毎年国が調査を行っており、**担当課**から皆様に調査票を送付し、回答いただいています。

●現在、定期的実施されている調査は、次の2つです。( )…実施時期

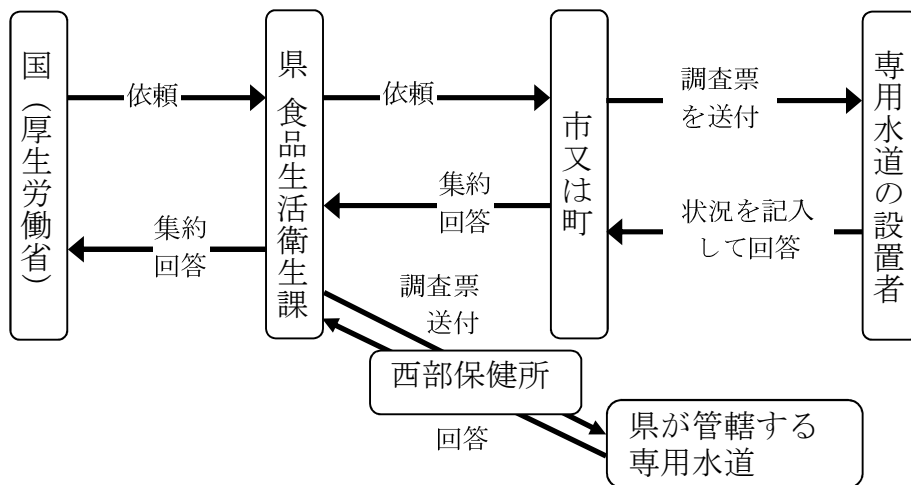
①水道統計調査（8～9月）

⇒ 水道施設の箇所数、**給水人口**、**給水量**、**水源・浄水方法の種別**などを把握するための調査。

②水道水質関連調査（7～8月）

⇒ 水質事故・施設事故の発生状況、**クリプトスポリジウム対策**などを把握するための調査

【調査の流れ】 ※水道統計調査の場合



●このほか、自然災害（地震、豪雨など）による被害が広域に及ぶ場合、**水道施設**の被害の有無や程度を聴取することがありますので、回答してください。

●いずれの調査にも共通する注意点は、次のとおりです。

- ・期限内に回答してください。
- ・**担当課**が指定する時点（○年○月○日）での内容を回答してください。
- ・回答前に、内容に誤りがないか十分確認してください。
- ・調査票への記入方法が分からない場合は、**担当課**に必ず確認してください。



## 9 法令違反時の行政処分

●施設の適正性を確保するため、水道法には次の行政処分が定められています。

名 称	処分の内容	備 考
① 施設の改善指示	立入検査で <b>施設基準</b> の不適合が見つかり、人の健康を守るために <b>緊急の措置</b> が必要な場合に、期間を定めて改善を指示する。	改善までの間の措置も含まれる。
② <b>水道技術管理者</b> の変更勧告	<b>水道技術管理者</b> が改善指導に従わない場合に警告を発し、警告にも関わらず職務を怠る場合は交代を勧告する。	
③ 給水停止命令	勧告にも関わらず <b>水道技術管理者</b> の変更がなされず、給水継続により利用者の利益が阻害される場合に、給水を止めさせる。	命令に違反した場合、 <b>罰則</b> の対象となる。

●行政処分は、皆様方の信用失墜はもとより、給水の安全と安定を損なうことにつながるので、**担当課**に指導を受けた段階で速やかに改善措置を講じてください。

なお、②又は③の処分を受けた場合には、次の権利が認められています。

●**水道技術管理者**を変更するよう警告を受けた場合、事実関係の相違や、職務を履行しない理由がある時は、**担当課**の指定する期日までに弁明書を提出することができます。

また、変更勧告を受けた場合には、同様に理由書を提出することができます。

●処分の内容に不服がある場合、処分があったことを知った日の翌日から3月（※）以内に自治体の首長に対して審査請求を、また、同じく6ヶ月以内に広島地方裁判所に対し、首長を被告とする処分取り消しの訴えを提起することができます。

※平成26年に改正された行政不服審査法が、平成28年4月1日から施行されたことに伴い、「60日」から「3月」に変更されました。